

医療セプターの活動について

平成30年9月19日

日本医師会 定例記者会見

サイバーセキュリティ重要インフラ 医療セプターについて

- IT障害の「未然防止」、「拡大防止・迅速な復旧」、「要因等の分析・検証」による再発防止を図り、医療事業者のサービスの維持・復旧能力の向上に資するため、政府等から提供される情報を適切に医療事業者等の間で共有・分析することを目的に、医療分野の「情報共有・分析機能(セプター)」として、「医療セプター」が平成19年度に整備されました。
- 日本医師会は、平成19年度に整備された際に、構成員として名前を連ねておりました。
- 今般、厚生労働省からの依頼に基づき、日本医師会が医療セプターの事務局を担うことになりました。

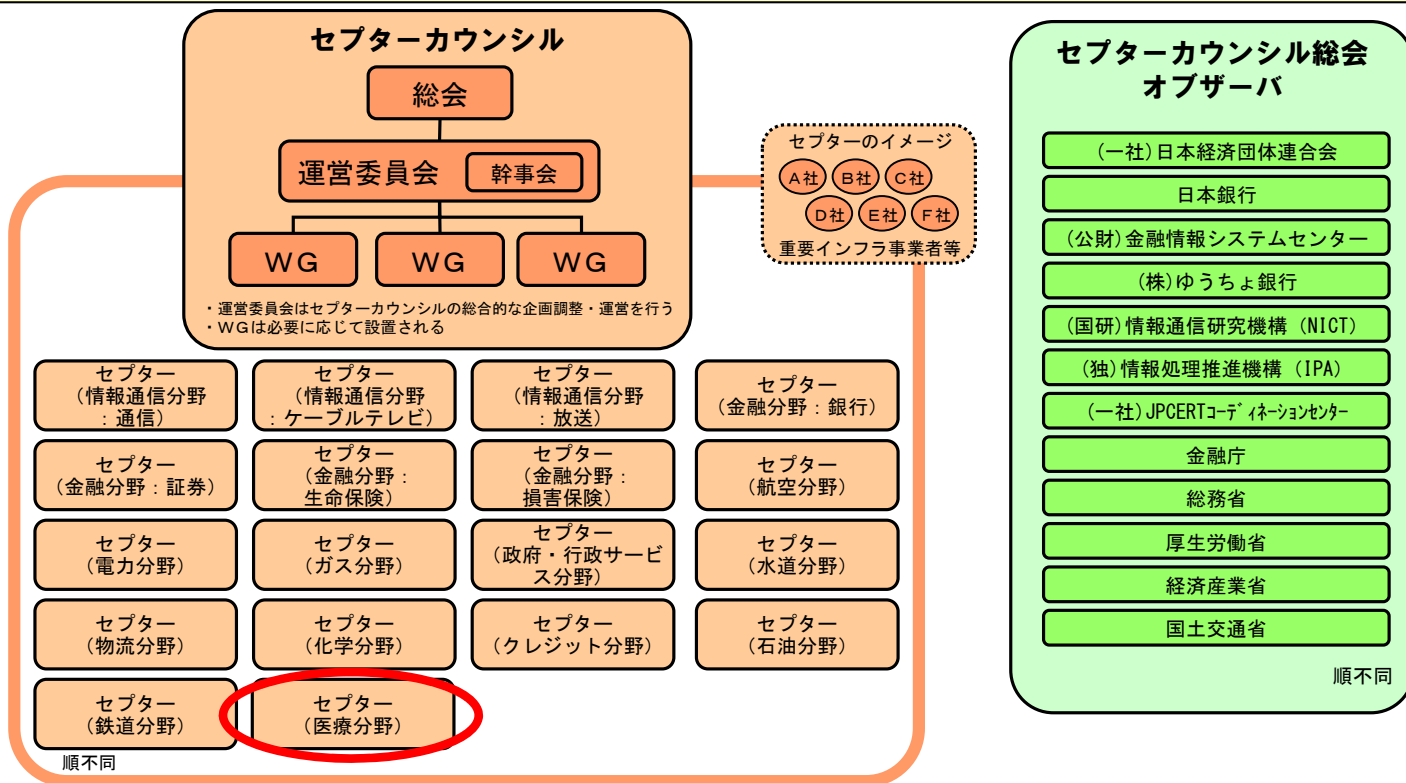
セプターとセプターカウンシル

セプター（CEPTOAR） Capability for Engineering of Protection, Technical Operation, Analysis and Response

- 重要インフラ事業者等の情報共有・分析機能及び当該機能を担う組織。
- 重要インフラサービス障害の未然防止、発生時の被害拡大防止・迅速な復旧および再発防止のため、政府等から提供される情報について、適切に重要インフラ事業者等に提供し、関係者間で情報を共有。これによって、各重要インフラ事業者等のサービスの維持・復旧能力の向上に資する活動を目指す。

セプターカウンシル

- 各重要インフラ分野で整備されたセプターの代表で構成される協議会で、セプター間の情報共有等を行う。政府機関を含め他の機関の下位に位置付けられるものではなく独立した会議体。
- 分野横断的な情報共有の推進を目的として、2009年2月26日に創設。



セプター特性把握マップ

2018年7月25日現在

重要インフラ分野	情報通信			金融				航空	空港	鉄道	電力	ガス	政府・行政サービス	医療	水道	物流	化学	クレジット	石油
事業の範囲	電気通信		放送	銀行等	証券	生命保険	損害保険	航空	空港	鉄道	電力	ガス	政府・地方公共団体	医療	水道	物流	化学	クレジット	石油
名称	T-CEPTOAR	ケーブルテレビCEPTOAR	放送CEPTOAR	金融CEPTOAR連絡協議会				航空CEPTOAR	空港CEPTOAR	鉄道CEPTOAR	電力CEPTOAR	GAS CEPTOAR	自治体CEPTOAR	医療CEPTOAR	水道CEPTOAR	物流CEPTOAR	化学CEPTOAR	クレジットCEPTOAR	石油CEPTOAR
事務局	(一社) ICT-ISAC	(一社) 日本ケーブルテレビ連盟	(一社) 日本民間放送連盟、日本放送協会	(一社) 全国銀行協会 事務・決済システム部	日本証券業協会 IT統括部	(一社) 生命保険協会 総務部経営企画・法務グループ	(一社) 日本損害保険協会 IT推進部 品質管理グループ	定期航空協会	空港・空港ビル協議会	(一社) 日本鉄道電気技術協会	電力ISAC	(一社) 日本ガス協会 技術ユニット	地方公共団体情報システム機構 情報化支援戦略部	(公社) 日本医師会 情報システム課	(公社) 日本水道協会 総務部総務課	(一社) 日本物流団体連合会	石油化学工業協会	(一社) 日本クレジット協会	石油連盟
構成員 (のべ数)	23社 1団体	335社 1団体	197社・ 団体	1,411社	269社 7機関	41社	46社	14社 1団体	5社	22社 1団体	14社 3機関	10社・ 団体	47 都道府県 1,741 市区町村 <small>(日本病院団体協議会の加盟団体にも参加依頼中)</small>	1グループ 9機関	8水道 事業体	6団体 17社	13社	51社	12社
NISCからの情報の展開先 (構成員以外)	401社・ 団体	411社	12社	3社・団体	—	—	—	—	—	—	13社・ 機関	170社・ 団体	—	381社	内容に応じ 1,341事業 体へ展開	—	—	—	—
その他 (核物質防護等の措置が要求される企業 (内容に応じ展開先を選定)、ビルディング・オートメーション協会、サイバーディフェンス連携協議会、大学等 (内容に応じ展開先を選定))																			
事務局の民間移行	2018年3月 医療分野 (厚生労働省医政局 → (公社) 日本医師会)																		

■ その他

既存事業領域を越える連携等

情報通信 (ICT-ISACにおいて、一部の放送事業者及びケーブルテレビ事業者が加盟)、金融 (金融ISACにおいて、加盟金融機関間で情報共有・活動連携)、電力 (電力ISACを設立、2017年4月より運用開始)、化学 (石油化学工業協会と日本化学工業協会の情報共有・活動連携)、クレジット (ネットワーク事業者への拡張)、制御システム (JPCERT/CCが提供するConPaS等)、J-CSIP (IPA: 標的型攻撃等に関する情報共有)、サイバーテロ対策協議会 (重要インフラ事業者等と警察との間で連携、47都道府県に設置)、早期警戒情報CISTA (JPCERT/CC: セキュリティ情報全般)

医療セプターの概要

名 称	医療CEPTOAR
事務局	公益社団法人 日本医師会 情報システム課
概 要	<p>1. 機能 I T 障害の未然防止、I T 障害の拡大防止・迅速な復旧、I T 障害の要因等の分析・検証による再発防止を図り、医療事業者のサービスの維持・復旧能力の向上に資するため、政府等から提供される情報を適切に医療事業者等の中で共有・分析することを目的に、医療分野の「情報共有・分析機能（セプター）」として、「医療CEPTOAR」を設置。 以下(1)～(3)の情報連絡体制等については現状の枠組みをもとに引き続き改善に向けて調整していく。 (1) 医療事業における I T 障害の未然防止、I T 障害の拡大防止・迅速な復旧、I T 障害の要因等の分析・検証による再発防止のための情報共有及び連携 (2) 政府、他のセプター等から提供される情報の構成員への連絡 (3) 政府、他のセプター等から提供される情報に関連する事項の情報共有</p> <p>2. 構成</p> <ul style="list-style-type: none">● 日本医師会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会（情報共有機能）● 日本医療法人協会、日本精神科病院協会、日本病院会、全日本病院協会（四病協）（情報共有機能）● オブザーバー（情報分析機能）として保健医療福祉情報システム工業会 <p>3. 特色・特徴</p> <ul style="list-style-type: none">● これまでの活動・現行組織を基盤にした実効性のある体制。● 医療分野の特性として、医療提供体制の構築・維持は都道府県との情報共有体制が不可欠であることから、他の分野ではみられない都道府県との連携が必要。 <p>4. 2017年度の活動状況</p> <ul style="list-style-type: none">● NISCから提供のあった情報等について、セプター構成員等と共有（随時）● セプター訓練に参加し、情報共有手段の有効性を検証（2017年8月）。本結果も踏まえ、セキュリティ事案発生時の情報連絡は、迅速性の観点から電話による情報伝達を基本とし、情報を確実に伝達する観点でメールを活用。● 2017年度分野横断的演習に参加（2017年12月）。● 事務局の民間移行と構成の見直し（2018年3月）※日本病院団体協議会の加盟団体にも参加依頼中● セプターカウンスル運営委員会でセプターカウンスルへの参加表明（2018年3月）

加盟により
17団体に

医療セプターについて

- 日本医師会の医療セプター事務局への就任並びに、セプターカウンスルへの正式参加につきましては、平成30年2月27日の常任理事会において了承されました。
- セプターカウンスルへの加盟につきましては、平成30年4月24日セプターカウンスル総会にて了承されました。
- その後、四師会、日本病院団体協議会所属の団体に構成員加盟について検討いただき17団体を構成員として活動を進めております。

医療セプター 構成員

2018/8/6現在

1	公益社団法人	日本医師会	(事務局)
2	公益社団法人	日本歯科医師会	
3	公益社団法人	日本薬剤師会	
4	公益社団法人	日本看護協会	
5	公益社団法人	全国自治体病院協議会	
6	公益社団法人	全日本病院協会	
7	一般社団法人	日本医療法人協会	
8	一般社団法人	日本私立医科大学協会	
9	公益社団法人	日本精神科病院協会	
10	一般社団法人	日本病院会	
11	一般社団法人	日本慢性期医療協会	
12	独立行政法人	国立病院機構	
13	独立行政法人	労働者健康安全機構	
14	一般社団法人	日本社会医療法人協議会	
15	独立行政法人	地域医療機能推進機構	
16	一般社団法人	日本リハビリテーション病院・施設協会	
17	地域包括ケア病棟協会		

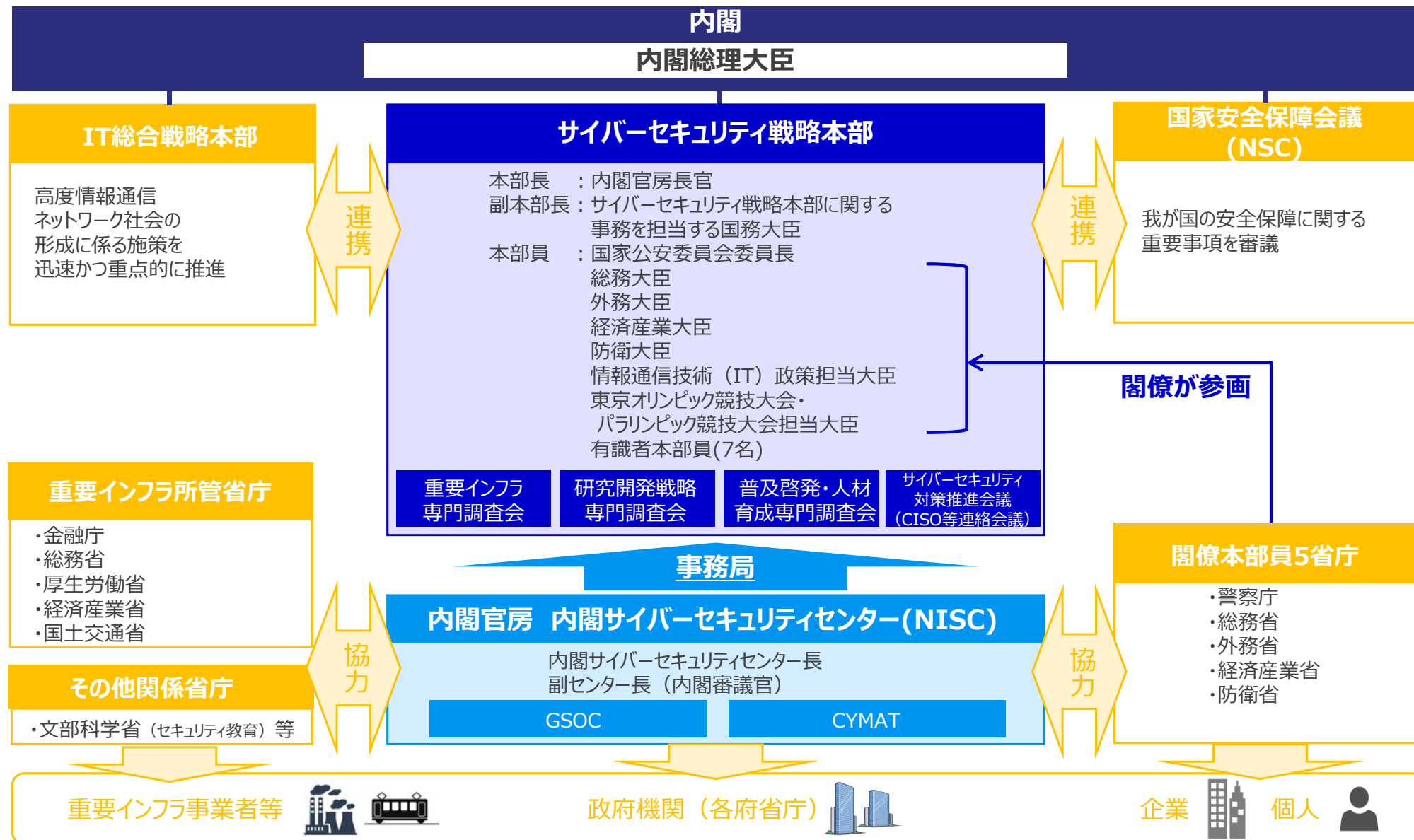
オブザーバー

保健医療福祉情報システム工業会 (JAHIS)

【5. 推進体制】

推進体制のポイント

- サイバーセキュリティの確保を通じて、情報通信技術及びデータの利活用を促進し、経済・社会活動の基盤とすること、我が国の安全保障を万全のものとするは、従来からの方針。サイバーセキュリティ戦略本部の事務局であるNISCを中心に関係機関の一層の能力強化を図るとともに、各府省庁間の総合調整及び産学官民連携の促進の要となる主導的役割を担う。
- 各府省庁の施策が着実かつ効果的に実施されるよう、必要な予算の確保と執行を図る。別紙の担当府省一覧を含む各年度の年次計画を作成する。



1. 本行動計画のポイント

- ◆ 重要インフラサービスを、安全かつ持続的に提供できるよう、自然災害やサイバー攻撃等に起因する重要インフラサービス障害の発生を可能な限り減らし、迅速な復旧が可能となるよう、経営層の積極的な関与の下、情報セキュリティ対策に関する取組を推進。（機能保証の考え方）
- ◆ また、取組を通じ、オリパラ大会に係る重要なサービスの安全かつ持続的な提供も図る。

2. 重要インフラの情報セキュリティ対策の現状と課題

- ◆ 第3次行動計画に基づく施策群により、自主的な取組が浸透しつつあるが、P D C AのうちC Aに課題。一部で先導的な取組も進展。
- ◆ 機能保証のため、情報系(I T)に限らず、制御系(O T)を含めた情報共有の質・量の改善や、重要インフラサービス障害に備えた対処態勢の整備が必要。
- ◆ 国内外の多様な主体との連携、情報収集・分析に基づく国民への適切な発信の継続・改善が必要。

3. 本行動計画の3つの重点

次の3つを重点として、第3次行動計画の5つの施策群の補強・改善を図る。

① 先導的取組の推進(クラス分け)

- 他分野からの依存度が高く、比較的短時間のサービス障害でも影響が拡大するおそれがある分野(例：電力、通信、金融)において、一部事業者における先導的な取組（I S A C※の設置やリスクマネジメントの確立等）を強化・推進

※所属事業者間で秘密保持契約を締結するなど、より機密性の高い情報の共有等を目的とした組織

- 上記先導的な取組みの、当該重要インフラ分野内の他の事業者等及び他の重要インフラ分野への展開による我が国全体の防護能力の強化

② オリパラ大会も見据えた情報共有体制の強化

- サービス障害の深刻度判断基準の導入に向けた検討
- 連絡形態の多様化（連絡元の匿名化、セプター※事務局・情報セキュリティ関係機関経由）による情報共有の障壁の排除。分野横断的な情報を内閣官房に集約する仕組みの検討
※重要インフラ事業者等の情報共有を担う組織
- ホットライン構築も可能な情報共有システムの整備（自動化、省力化、迅速化、確実化）
- 情報連絡・情報提供の範囲にO T、I o T等を含むことを明確化（I T障害→重要インフラサービス障害）
- 演習の改善、演習成果の浸透による防護能力の維持・向上
- サプライチェーンを含む「面としての防護」に向け範囲の拡大

③ リスクマネジメントを踏まえた対処態勢整備の推進

- 「機能保証に向けたリスクアセスメントガイドライン」の提供及び説明会の実施等によるリスクアセスメントの浸透
- 事業継続計画及び緊急時対応計画（コンティンジェンシープラン）の策定等による重要インフラ事業者等の対処態勢の整備
- 事業者等における内部監査等の取組において、リスクマネジメント及び対処態勢における監査の観点の提供等による「モニタリング及びレビュー」を強化

4. 本行動計画の期間

- 第4次行動計画はオリパラ大会開催までを視野に入れ、大会終了後に見直しを実施。その間であっても、必要に応じて見直す。

重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画

官民連携による重要インフラ防護の推進

重要インフラにおいて、**機能保証の考え方**を踏まえ、サイバー攻撃や自然災害等に起因する重要インフラサービス障害の発生を可能な限り減らすとともに、その発生時には迅速な復旧を図ることにより、国民生活や社会経済活動に重大な影響を及ぼすことなく、**重要インフラサービスの安全かつ持続的な提供**を実現する。

重要インフラ（14分野）

● 情報通信



● 金融



● 航空



● 空港

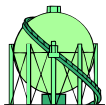


● 鉄道

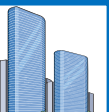
● 電力



● ガス



● 政府・行政サービス
(含・地方公共団体)



● 医療



● 水道



● 物流



● 化学



● クレジット



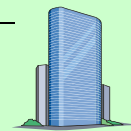
● 石油



NISCによる
調整・連携

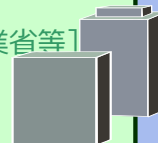
重要インフラ所管省庁（5省庁）

- 金融庁 [金融]
- 総務省 [情報通信、行政]
- 厚生労働省 [医療、水道]
- 経済産業省 [電力、ガス、化学、クレジット、石油]
- 国土交通省 [航空、空港、鉄道、物流]



関係機関等

- 情報セキュリティ関係省庁 [総務省、経済産業省等]
- 事案対処省庁 [警察庁、防衛省等]
- 防災関係府省庁 [内閣府、各省庁等]
- 情報セキュリティ関係機関 [NICT、IPA、JPCERT等]
- サイバー空間関連事業者 [各種ベンダー等]



重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画

安全基準等の整備・浸透



重要インフラ防護において分野横断的に必要な対策の指針及び各分野の安全基準等の継続的改善の推進

情報共有体制の強化



連絡形態の多様化や共有情報の明確化等による官民・分野横断的な情報共有体制の強化

障害対応体制の強化



官民が連携して行う演習等の実施、演習・訓練間の連携による重要インフラサービス障害対応体制の総合的な強化

リスクマネジメント及び対処態勢の整備



リスク評価やコンティンジェンシープラン策定等の対処態勢の整備を含む包括的なマネジメントの推進

防護基盤の強化



重要インフラに係る防護範囲の見直し、広報広聴活動、国際連携の推進、経営層への働きかけ、人材育成等の推進

今後の活動について

- 政府全体の推進体制としては、内閣官房の内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が中心となり、セキュリティ関係機関、関係省庁、重要インフラである医療セクター等をつないでいきます。
- さらに政府では、「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動計画」に基づき、日頃の情報セキュリティの推進や、2020年のオリンピック・パラリンピックに向けた体制の強化も進められております。
- 医療セクターにつきましても、これらを受け取る形で医療関係団体並びに、都道府県医師会・郡市区等医師会のみならず、さまざまに医療機関における情報セキュリティを推進してまいりたいと思います。

